

# 全国健康関係主管課長会議資料

平成31年2月12日(火)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局  
難病対策課  
移植医療対策推進室



# 目 次

## 1. 臓器移植対策について

- (1) 臓器移植の現状及び広報・普及啓発について ..... 1
- (2) 院内体制整備支援事業について ..... 5
- (3) 臓器提供施設連携体制構築事業について ..... 7

## 2. 造血幹細胞移植対策について

- (1) 骨髄ドナー登録者増加に向けて ..... 9
- (2) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の改正について  
..... 15
- (3) 造血幹細胞推進拠点病院の再選定について（造血幹細胞移植医療体制整備事業）  
..... 19

## 1. 臓器移植対策について

### (1) 臓器移植の現状及び広報・普及啓発について

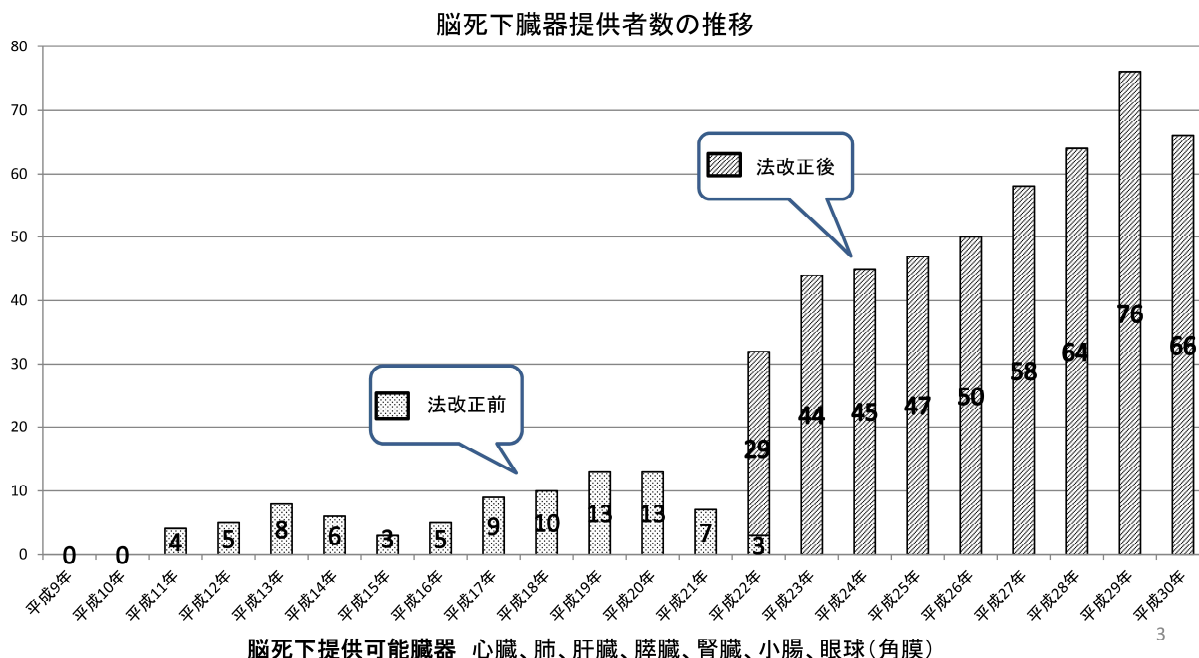
平成9年の臓器移植法施行から増減を繰り返していた脳死下での臓器提供者数も、平成22年の法改正以降は増加傾向にあり、平成30年は年間66例となっている。一方で、平成30年12月末現在の移植希望者は、13,798人となっており、提供数が移植を必要とする数より少ない状況である。

なお、脳死下での臓器提供については平成9年の臓器移植法施行から昨年末時点で565例行われている。

上記のような状況であるが、本人の臓器提供の意思を尊重するためには、家族にその意思を共有しておくことが重要であり、これまでの取り組みに加えて、家族などと話し合う機会を増加させることを目的とした普及啓発にも取り組んでいく必要がある。



○ 平成9年10月の法施行後、増減を繰り返していた脳死下での臓器提供事例については、平成22年7月の改正法施行後は増加傾向にあるものの、国内での臓器移植が円滑に推進されるよう、引き続き必要な対策を進めていく。



## ○「臓器移植」に関する課題と対応方針

### 【現状】

脳死下臓器提供件数は増加傾向にあるものの、移植希望者数には届かない状況

(移植希望者数)  
13,798人  
(平成30年12月末現在)

(脳死下臓器提供件数)  
平成30年 66件

### 【課題】

- ・移植医療についての国民の理解は、深まっているか
- ・国民一人ひとりの意思表示が尊重されるよう、家族に伝わっているか
- ・国民一人ひとりの「提供したい」意思が、尊重される体制が整っているか

### 【対策の方向性】

- 命の大切さを考える中で意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増加させることを目的とした普及・啓発に取り組んでいく
- 体制整備の支障となりうる要因について、提供施設側、移植施設側それぞれの課題を検討、解決するために調査・研究を実施し、その結果に基づく対応の検討・実施に取り組む

各都道府県等におかれては、移植医療に関する広報・普及啓発について各種の活動にご尽力いただいているが、引き続き、運転免許証の更新時や管轄下の医療保険者における被保険者証のカード化・被保険者証の更新時、マイナンバーカードの交付等、あらゆる機会をとらえ、関係機関・団体の協力を得ながら、臓器提供に関する意思表示の普及について一層のご尽力をお願いしたい。

都道府県内での普及啓発事業の実施については、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（JOT）が実施する地域支援事業なども活用しながら、普及啓発事業の実施など、一層の普及啓発へのご協力をお願いしたい。

また、厚生労働省においては、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的として、中学3年生向けのパンフレットを作成し、全国の中学校へ配布している。これに併せ、JOTにおいては、教員向け資料の配付や平成31年度には授業で移植医療を取り上げて頂くための教員向けセミナーの開催や、移植を受けた方やドナー家族の方などを授業等に派遣し体験談をお話いただくこと等を予定しており、各都道府県等におかれては、教育委員会とも連携して、教育現場で活用できる教材やセミナーの開催についての情報提供や普及啓発への取り組みをお願いしたい。なお、中学3年生向けパンフレットを配布する際には、文部科学省初等中等教育局教育課程課に対し、臓器移植に関する普及啓発への一層の理解と協力を依頼する通知を発出するなどの連携を図っている。

※【臓器移植ネットワークの教材紹介ページ】

<http://www.jotnw.or.jp/studying/>

(映像ギャラリーのページ)

<https://www.jotnw.or.jp/gallery/>

## 国民の理解をより深めるために

「臓器移植に関心がある」 56.4%  
 「運転免許証裏面の意思表示欄を知っている」 50.0%

「意思表示している」 12.7%  
 「家族が意思表示している場合その意思を尊重する」 87.4%

(出典)H29内閣府世論調査

「臓器移植」について、一定の関心・認知度はあるが、  
 意思表示について考えることを促すための取組が必要

### これまでの取組

1. 意思表示カード等を活用した普及・啓発
2. 臓器移植普及推進月間におけるイベントの実施
3. 中学生向けの啓発パンフレットの作成、中学校への配布(約165万部)
4. 高等学校保健体育の教科書に、臓器移植の記述を掲載(H29.4～)

### 現在の取組

1. 厚労科研において、授業で臓器移植を取り上げる際の指導案作成
2. 運転免許更新時の臓器提供意思表示に関する周知

### 今後の取組

1. 指導案を活用した授業例の展開
2. 運転免許証、保険証、マイナンバーカードの意思表示欄の更なる周知  
 ※家族内で話し合う機会を増やす方策についても検討

## 臓器移植普及推進月間(毎年10月)の取り組み

### ○「グリーンリボンキャンペーン」の実施

- ・東京タワーをグリーンにライトアップ(10月16日(火))
- ・東京メトロの協力による地下鉄駅構内のポスター掲示(10月29日～11月4日)

### ○イベントの開催

- ・第20回臓器移植推進国民大会:平成30年10月7日京都府  
 主催:厚生労働省、日本臓器移植ネットワーク他
- ・2018年度臓器移植フォーラム:平成30年10月28日、平成31年2月9日愛知県、宮崎県  
 主催:全国腎臓病協議会他
- ・第21回ドナーファミリーの集い:平成30年10月21日東京都  
 主催:角膜センター・アイバンク他



東京タワーのライトアップに向けたPR

## 年間を通じた取り組み

臓器提供の意思表示について考えるきっかけとして、次のような取組を実施。

- 中学生向けの啓発のためのパンフレットの作成、中学校への配布
- 免許センターでの意思表示に関するリーフレットの配布



リーフレット



中学生向けパンフレット

## (2) 院内体制整備支援事業について

平成 23 年度から J O T の事業として、臓器提供施設の体制整備を目的とした院内体制整備支援事業を実施しており、平成 28 年度に臓器提供施設が利用しやすくするため、施設の現状に合わせた支援を受けられるよう事業内容を改正してから、参加する施設が大きく増加している。臓器提供の意思表示が尊重されるためには、臓器提供施設の体制整備が不可欠であることから、各都道府県におかれては、管内の医療施設に対し、本事業について有効に活用していただくよう働きかけていただくとともに、地域における臓器移植に関するあっせん体制の整備にご協力をお願いしたい。

## 院内体制整備支援事業

事業の種類	Aプラン	Bプラン	Cプラン
対象施設	脳死判定 全くなし	脳死判定の準備が整っているor一部に不足有り	心停止・脳死下臓器提供の経験有り
H30年度 実施施設数	9施設	33施設	47施設
事業完了時 目標	選択肢呈示・意思表示確認ができる体制整備	申し出があった時に臓器提供可能な体制整備	常に選択肢呈示、臓器提供可能な状態を維持

### 支援内容

○各実施施設の現状に応じ、以下の支援を実施  
院内各種委員会の設置指導、マニュアル整備、外部講師の紹介、  
脳死判定のシミュレーション、研修会の開催等



JOTコーディネーター、都道府県コーディネーターが各施設への支援を実施



### 過去実施施設数

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
16	17	66	85	89

### (3) 臓器提供施設連携体制構築事業

臓器提供経験数は、施設間で大きな差があり、臓器提供の経験が少ない施設においては、脳死判定やドナー評価・管理等の経験が少ないことによるスタッフの不安や、院内体制が整っていないという状況が存在している。

このため、平成 31 年度から臓器提供施設連携体制構築事業を新たに創設し、臓器提供事例が多い施設から拠点施設を選定し、経験の少ない施設等をグループ化したうえで、以下の取組みを実施することで、臓器提供時の地域における連携体制の構築を図ることを予定しており各都道府県におかれては、管内の医療施設に対して、本事業について有効に活用していただくよう周知いただきたい。

#### (事業内容)

- ・ 経験の少ない施設での臓器提供事例発生時は、脳死判定の経験の少ない医師等の不安を軽減するため、経験豊富な医師や検査技師が応援に駆けつけ、進行管理の助言等を行う。また、拠点施設での臓器提供事例発生時には、経験の少ない施設の関係者等の受け入れを行う。
- ・ 平常時は、臓器提供事例の共有等のカンファレンス等を定期的に行う。また、臓器提供施設として必要な体制整備（人員配置やマニュアル作成等）に関する助言等を行う。

# 臓器提供施設の連携体制構築事業

平成31年度予算案  
50百万円

## 提供拠点施設

〈要件〉

- ✓メディエーター育成体制をもつ
- ✓脳死判定できる医師が常勤
- ✓脳波測定できる検査技師が常勤



◎人材育成  
・メディエーター養成

- ◎提供施設への助言・支援〈通常〉
- ✓提供施設の体制充実への助言
- ✓提供施設と定期的な合同カンファ（提供事例の共有等）
- ✓臓器摘出時全身管理を行う麻酔科医の育成
- 〈提供施設での臓器提供時〉
- ✓進行管理の助言
- ✓脳死判定医（技師）の派遣
- ✓臓器摘出時全身管理を行う麻酔科医の派遣
- 〈提供拠点での臓器提供時〉
- ✓提供施設から関係者の受け入れ

## 提供病院



〈要件〉

- ✓メディエーターを配置
- （✓院内コーディネーターを配置）
- ✓院内体制整備支援事業を活用して院内体制充実



## 2. 造血幹細胞移植対策について

### (1) 骨髄ドナー登録者増加に向けて

造血幹細胞移植の主な課題は、骨髄などの善意のドナーの継続的な協力の確保である。

各都道府県等にご協力いただいたこともあり、平成 29 年度のドナー新規登録者数は約 3 万 5 千人で、前年度より約 3 千人増となり、現在、約 48 万人の方々に骨髄ドナー登録をいただいている。

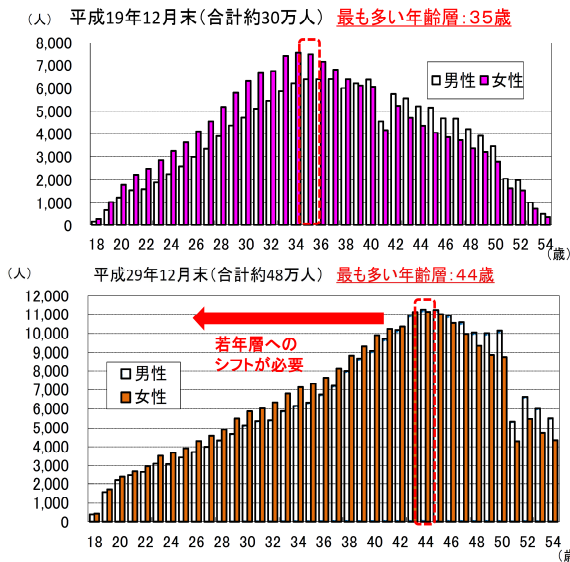
一方で、現在の登録者のうち、最も多い年齢層は 44 歳の方であり、10 年前と比べドナーの高齢化が進んでいる状況と認識しており、高齢ドナーは健康理由等によりコーディネーターリタイアとなる割合が高い傾向にある。また、骨髄等のドナーとなることができる（骨髄等の提供ができる）年齢は 54 歳以下となっているため、今後、ドナー数の減少が危惧され、コーディネーターへの影響が懸念されている。骨髄等移植における安定したドナー確保の観点から、若年層に対して働きかけを進めることが極めて重要であると考えている。



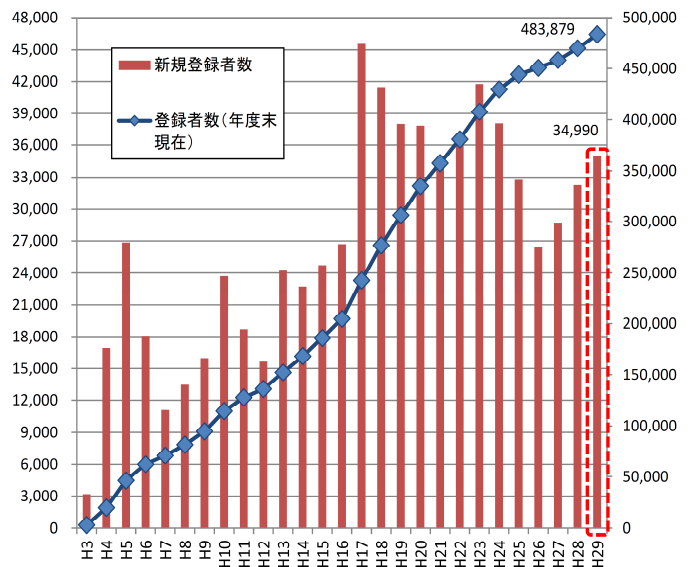
# 骨髓バンクドナー登録者数の推移

○各都道府県等にご協力いただいたこともあり、平成29年度のドナー新規登録者数は3万人を上回っている。  
 ○骨髓移植(末梢血幹細胞移植)のドナー登録者は増加しているが、年齢層をみると、高齢化の傾向が顕著である。  
 ⇒ 今後は、実際にドナーとなりうる可能性が高い若年層に対して働きかけを進めることが極めて重要。

年齢別ドナー登録者数の推移

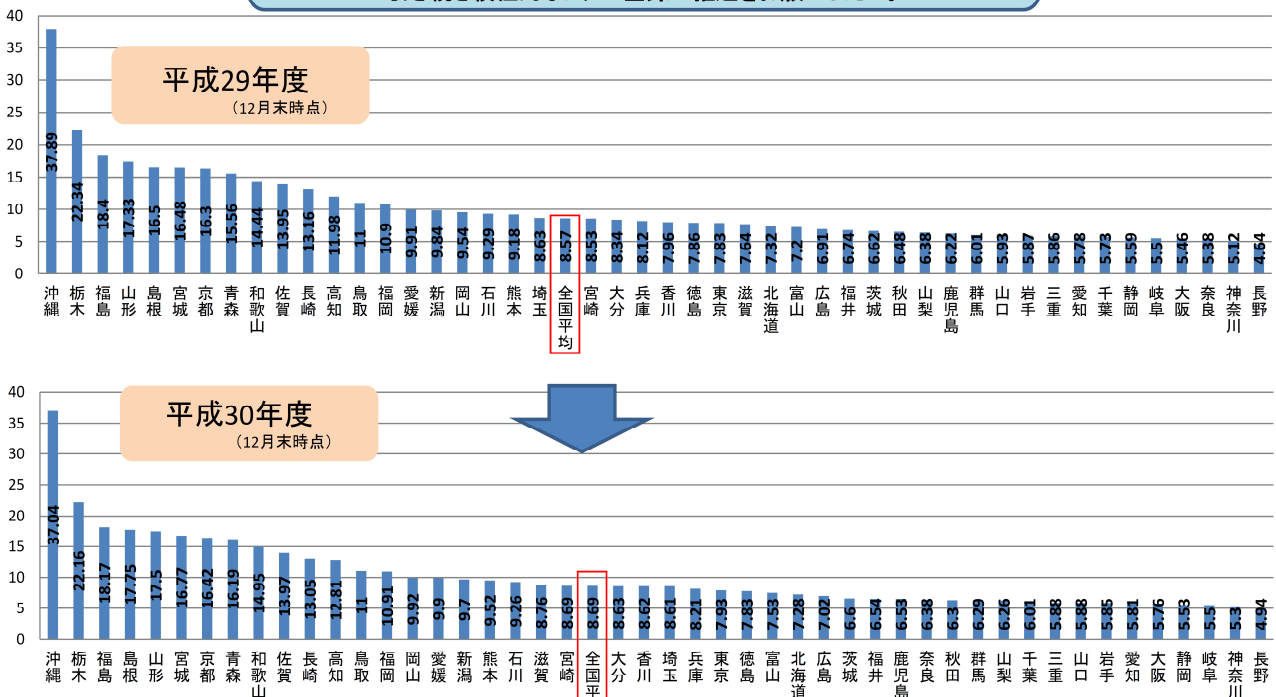


骨髓バンクドナー登録者の推移



## 都道府県別対象人口1,000人あたりにおけるドナー登録者数～昨年度との比較～

全国平均値は平成29年度を上回っているが、依然、各都道府県においてばらつきがある。引き続き積極的なドナー登録の推進をお願いしたい。



※参考: 日本骨髓バンク資料より

各都道府県におかれては、これまで、保健所を通じた骨髄ドナーの登録、骨髄バンク推進月間を中心とした普及啓発活動などを行っていただいているが、献血事業等との連携を図りつつ、（公財）日本骨髄バンク、造血幹細胞提供支援機関である日本赤十字社地域のボランティア団体や関係者からなる連絡協議会等とご協力いただくとともに、次ページ以降に骨髄バンク推進月間における各自治体の取組事例をまとめたので参考にさせていただき、より効果的、かつ若年層確保を視野に入れた普及啓発や骨髄ドナー募集への取組をお願いしたい。

なお、都道府県に対しては「骨髄提供者登録受付業務費」として保健所でのドナー登録に必要な費用を交付税措置しており、ぜひ積極的な活動をお願いしたい。

## 効果的な普及啓発及び骨髄等提供希望者の募集・登録の考え方

- 各都道府県等においては、現在、
  - ・保健所を通じたドナー登録
  - ・骨髄バンク推進月間(10月)を中心とした普及啓発活動
  - ・自治体、ボランティア、医師など関係団体からなる連絡協議会を組織しての情報や意見の交換などを行っているところ。
- 効果的な普及啓発を行うためには、骨髄バンク推進連絡協議会等も活用し、(公財)日本骨髄バンク、日本赤十字社(※)やボランティア団体等との連携を強化することが極めて重要。

→ 献血事業との連携(献血並行型ドナー登録会)など、骨髄等提供希望者の募集や提供希望者登録事業においては、(公財)日本骨髄バンク、日本赤十字社及びボランティア団体等との協力が不可欠であり、各都道府県等の積極的な関与をお願いするとともにこれまでの取り組み事例等も参考に、効果的な普及啓発や積極的な骨髄等提供希望者の募集及び登録の推進をお願いしたい。

※ 平成26年1月に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が全面施行。同法では、地方公共団体における関係者との連携・協力、普及啓発の推進等について規定されている。(法律第5条及び第8条)

※ 日本赤十字社が指定を受けた「造血幹細胞提供支援機関」の業務として“普及啓発”が掲げられている。(法律第45条第4号)

# 骨髄バンク推進月間における取組事例

## 1. テレビ・ラジオ・広報誌等による広報

テレビ・ラジオ・広報誌・HPの他に、庁舎に設置された電光掲示板の利用、メールマガジンや各自治体のツイッターやフェイスブック等のSNSの利用が増加

東京都(HP掲載)

香川県(広報誌)



## 2. ポスター・パンフレット等の配布先

### 【主な配布・掲載先】

市役所や保健所等の庁舎、図書館等の保有施設  
高校、専門学校、大学等の教育機関  
関係団体(医師会、交通安全協会、青年会議所、商工会議所 等)  
医療機関、交通機関、金融機関、報道機関  
スーパー、コンビニエンスストア等の協力企業・店舗  
成人式等のイベント会場、ドナー登録会、街頭活動 等

### 【その他グッズ】

ティッシュ、絆創膏、花の種、缶バッジ、胸章、マスクケース  
メモ帳、附箋、クリアファイル、ボールペン、マーカー

## 3. シンポジウム等

- 一般市民向け又は関係機関等向けの講座や講演会の開催(複数自治体)
- 地元をホームとしたサッカークラブ協力のもと、試合会場での広報(長野県、京都府)
- 街頭キャンペーン、パネル展等の実施(複数自治体)
- ドナー登録説明員の募集(複数自治体)

### 香川県骨髓等移植普及啓発講演会 プログラム

骨髓移植に対する理解を深め、  
命の大切さについて一緒に考えてみませんか

日時：平成30年10月3日(水) 14時35分～15時35分  
場所：香川県立高松東高等学校 体育館  
講師：木下 ほうか 氏(俳優)  
進行：後藤 千英 氏(NPO法人 血液情報広場・つばさ 理事)  
※講師・進行のプロフィールは裏面参照

#### <スケジュール>

開会挨拶 14時35分～  
講演 14時40分～  
質疑応答 15時20分～  
閉会 15時35分

#### <配布物>

チャンストドナー登録のしおり  
アンケート用紙  
普及啓発グッズ  
ブロンズ《木下 ほうか 氏 著「僕が骨髓移植をした理由」(仮題)》

▲骨髓移植、骨髓バンク事業とは  
骨髓移植は、病気などの理由によって正常な造血が行われなくなった場合に、患者の骨髓を健康な人ドナーから提供された骨髓に置きかえて病気を根本的に治そうという医療です。  
また、骨髓バンク事業は、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の増進に関する法律」(平成24年法律第90号)に基づく骨髓・末梢血幹細胞提供促進事業者として、公益財団法人日本骨髓バンクが主体となり、日本赤十字社と都道府県などの協力により行われている公益的事業です。

主催：香川県

### 三重県骨髓バンク普及啓発シンポジウム 「骨髓移植を必要とする人のために、今、私たちにできること」

- 1 日時：平成30年10月27日(土)13時30分から15時00分まで
- 2 場所：四日市商工会議所 会議所ホール  
(三重県四日市市東坊町2-5)
- 3 参加費：無料(定員250名)※要員の参加申込書にてお申し込み下さい。
- 4 シンポジウム「骨髓移植を必要とする人のために、今、私たちにできること」

【第1部】木下ほうか氏×三重県知事(13時30分から14時00分まで)  
骨髓バンクを推進していくために、それぞれの立場から、今、できることを語り合います。

木下ほうか氏(俳優、骨髓ドナー経験者)



木下ほうか氏(三重県知事)

プロフィール  
1964年生まれ。大阪府出身。1980年に俳優としてデビュー。バラエティ「痛快TV56かっちゃん」、ドラマ「下町ロケット」など、テレビ・映画に数多く出演し、活躍中。2017年にAGFジャパン骨髓バンク支援キャンペーン「僕が卒業しても、に出演し、若い人にドナー登録を呼びかけている。



木下ほうか氏(俳優、骨髓ドナー経験者)

プロフィール  
1974年生まれ。東京大学経済学部卒業後、通商産業省(現経済産業省)入省。2011年三重県知事に当選。2015年再選。現在2期目。全国各地で自治体や民間団体の関係者や関係者との交流。2014年度世界経済フォーラム「ヤンググローバルリーダー」に選出。2016年「ベストフューチャーイノベーション」に選出。

【第2部】「骨髓移植を経験して一歩さきに歩いたこと」14時00分から15時00分まで  
シンポジウム「僕が卒業しても、に出演し、若い人にドナー登録を呼びかけている。」  
コーディネーター 藤枝敦史氏(三重大学医学部附属病院 血液内科 助教)

【主催】三重県  
【後援】公益財団法人日本骨髓バンク、三重県骨髓バンク推進特別協議会(関係の会)、三重県赤十字血液センター  
※骨髓移植、末梢血幹細胞移植、骨髓バンク事業とは  
正常な造血が行えなくなった患者さんの造血幹細胞を、健康な人(骨髓ドナー)から提供された骨髓や末梢血中の造血幹細胞に置きかえて病気を根本的に治そうとするのが骨髓移植、末梢血幹細胞移植です。  
骨髓バンクとは、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の増進に関する法律」(平成24年法律第90号)に基づき、健康な人ドナーから提供された骨髓を健康な人ドナーから提供された骨髓に置きかえて病気を根本的に治そうという医療です。

### 骨髓バンクボランティア 参加者募集

#### 「骨髓ドナー登録説明員養成講座」

白血球、赤血球の2種の血液の成分には、造血幹細胞移植で、治療が望めない患者さんも大勢いらっしゃいます。造血幹細胞も提供するドナーにあっては当然のことながら、骨髓や造血幹細胞移植についてはご理解を求めていること前提となります。これは、一定のスキルを有する説明員による説明が必要です。そこで、説明員養成のため、本講座を開催いたします。

日時：平成30年10月6日(土) 14:00～16:30  
場所：沖縄県赤十字血液センター3階会議室(那覇市与儀1-4-1)

定員：15名以内

参加申込

参加費無料

内容：①座学・ロールプレイング

②実地研修(約半日。希望を聴いて後日、研修日を個別に指定します)

対象：沖縄県内に在住する18歳以上の方で、養成講座及び実地研修に参加できる方

申込：下記まで電話、FAX、メールにて

沖縄県 保健医療部 地域医療課 内務対策班  
電話：098-866-2215 FAX：098-866-2241 mail：sa090703@pref.okinawa.lg.jp

締切：10/5(金) 必着

主催：沖縄県 共催：沖縄県骨髓バンクを支援する会

#### 説明員の活動

※県内各地の献血会場で、ドナー登録希望者に対して、登録概要の説明を行う。

※活動場所、時間については、沖縄県骨髓バンクを支援する会から連絡いたします。

※認定された説明員としての活動には、日本骨髓バンクの活動費(1日2千円)・交通費(バツ)が支払われます。

#### 申込書

お名前  
氏名： 生年月日： 年 月 日 ( 歳 )  
住所：  
電話番号： 携帯：  
E-mail：

※FAXの方は、申込書に必要事項をご記入の上、この用紙を添付して0554。

## 骨髄バンクのデータ・登録会・講演会・広報資材に関するお問い合わせ

### ●骨髄バンクに関するデータがほしい

- ・ドナー支援制度(ドナー助成金制度やドナー特別休暇など)を検討するにあたって、提供者数等のデータがほしい
- ・資料やチラシ・リーフレットを作成するのでデータが必要

### ●ドナー登録会を開催したい

- ・ドナー登録会開催方法について知りたい
- ・説明員の養成研修会を開きたい
- ・パンフレットやポスター等の広報資材がほしい

### ●講演会やイベントを開きたい

- ・移植経験者や提供ドナーさんを紹介してほしい
- ・広報資材(パネルや横断幕、ノボリ等)を借りたい



日本骨髄バンク 広報渉外部

TEL: 03-5280-1789

-参考- 「骨髄バンク普及啓発資材一覧」 [https://www.jmdp.or.jp/volunteer/goods\\_list/](https://www.jmdp.or.jp/volunteer/goods_list/)



▲パンフレット「チャンス」



▲リーフレット「ギフトオブライフ」



▲2018年度AOジャパン骨髄バンク支援キャンペーンポスター

## (2) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の改正について

一昨年5月初旬に、経営破綻した臍帯血プライベートバンクが保管していた臍帯血が流出し、当該臍帯血を入手した医療機関において、無届の再生医療等の提供が行われていた事案が判明した。これを受け、昨年4月12日に、関連学会等に対して、臍帯血の採取を依頼された場合には依頼者に対し臍帯血プライベートバンクに関する適切な情報提供を行うよう、通知を発出した。

また、今後「造血幹細胞移植」と称して不適切な医療が提供されることのないよう、造血幹細胞移植法上の「造血幹細胞移植」の解釈を明確化することとし、厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会における議論を踏まえ、昨年8月31日に関連学会宛に通知した。

さらに、先の臨時国会において、改正造血幹細胞移植法が可決・成立し、本年3月14日に施行予定であり、移植に用いる臍帯血の安全性がより一層担保されるようになった。

引き続き、患者の症状に応じて適切な時期に、最適な移植術を選択できる体制や移植後患者の長期フォローアップ体制を充実させるための施策を推進していく。

## 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の 一部を改正する法律 概要

15

### 現行法の概要

- 白血病等の疾病の根治的治療法である造血幹細胞移植に用いるための骨髄・末梢血幹細胞・臍帯血の適切な提供を推進するため、基本理念、国等の責務、基本方針の策定及び必要な施策について定めるとともに、骨髄・末梢血幹細胞バンク及び非血縁間の臍帯血バンクの許可制並びに支援機関の指定について規定。
- 平成24年に議員立法（参議院厚生労働委員長提出）により成立（H24.9.12公布）

### 改正の必要性

経営破綻したプライベートバンク（許可不要の血縁間の臍帯血バンク）から流出した臍帯血が販売され、医療機関において使用されるという事案が発覚。

この事件から次のような現行法の問題点（制定時には想定されず）が判明。

- ① 現行法では、移植に用いる臍帯血（造血幹細胞移植に用いるために採取される臍帯血）の採取、保存、引渡し等を一貫して行う事業者のみが許可制の対象であり、これらの各行為を別々に行う事業者を取り締まることができない。
- ② 現行法では、造血幹細胞移植に適しない臍帯血を「造血幹細胞移植用」と称して取引する事業者を取り締まることができない。



今後における同様の事態の発生を防ぐため、早急に、対応が必要

### 改正法の概要

#### 1 移植に用いる臍帯血の採取・保存・引渡し等の各業務の禁止 [30条2項関係]

公的バンク（許可を受けた非血縁間の臍帯血バンク）でなければ、①～④を除き、業として、移植に用いる臍帯血の採取、調製、保存、検査若しくは引渡しをし、又は引渡しを受けてはならない。

- ① 公的バンクの委託により行う場合
- ② 公的バンクが引き渡したものについて行う場合
- ③ 血縁間で用いるために採取されるものについて行う場合
- ④ 移植に用いる臍帯血の適切な提供に支障がない場合として厚生労働省令で定める場合

#### 2 造血幹細胞移植用としての臍帯血の取引の業務の禁止 [30条3項・4項関係]

(1) 何人も、①～③を除き、業として、人の臍帯血を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。

- ① 公的バンク（その委託を受けた者を含む。）が引き渡す場合
- ② 血縁間で用いるために引き渡す場合
- ③ 移植に用いる臍帯血の適切な提供に支障がない場合として厚生労働省令で定める場合

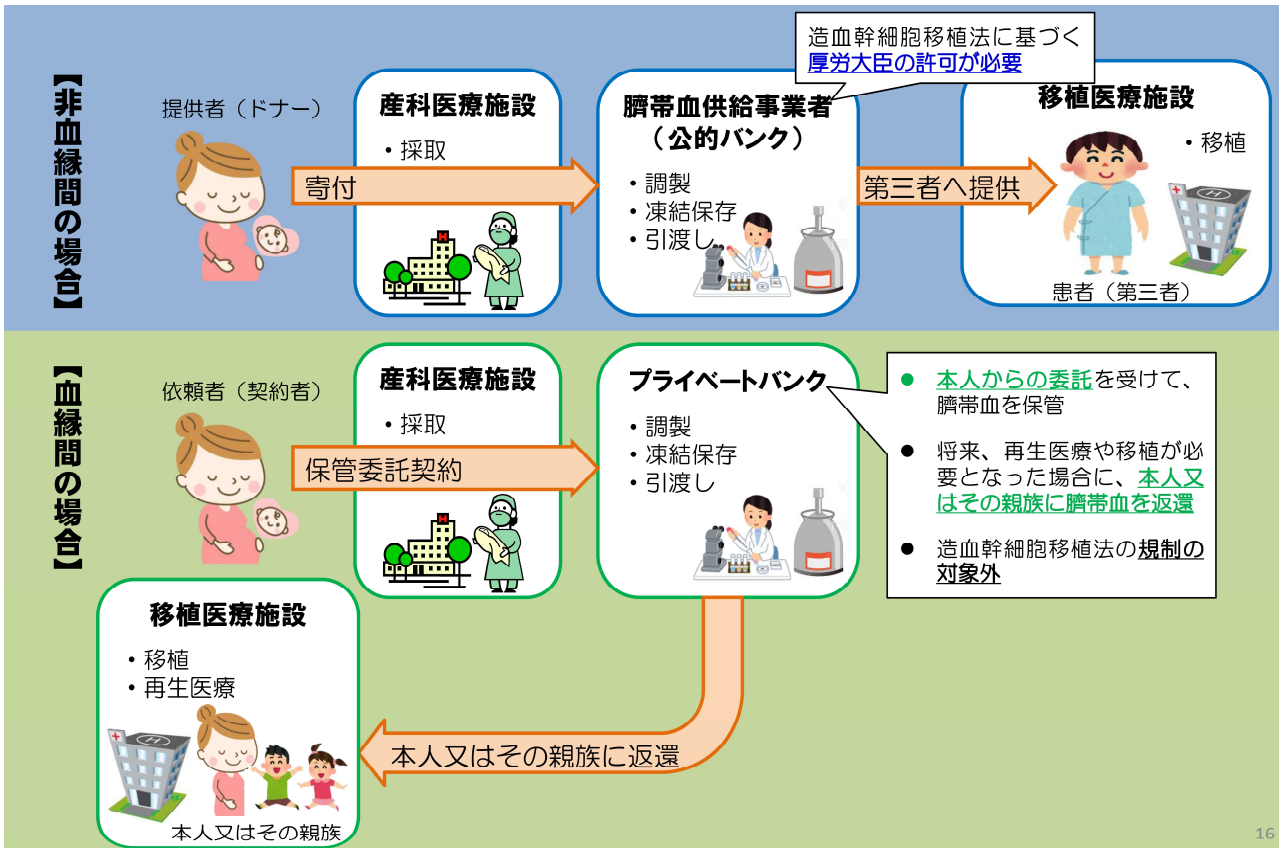
(2) 何人も、業として、(1)により禁止される人の臍帯血の引渡しを受けてはならない。

※ 1又は2に違反した者に対しては、3年以下の懲役・300万円以下の罰金（併科可）[55条関係]

【平成31年3月14日施行予定】

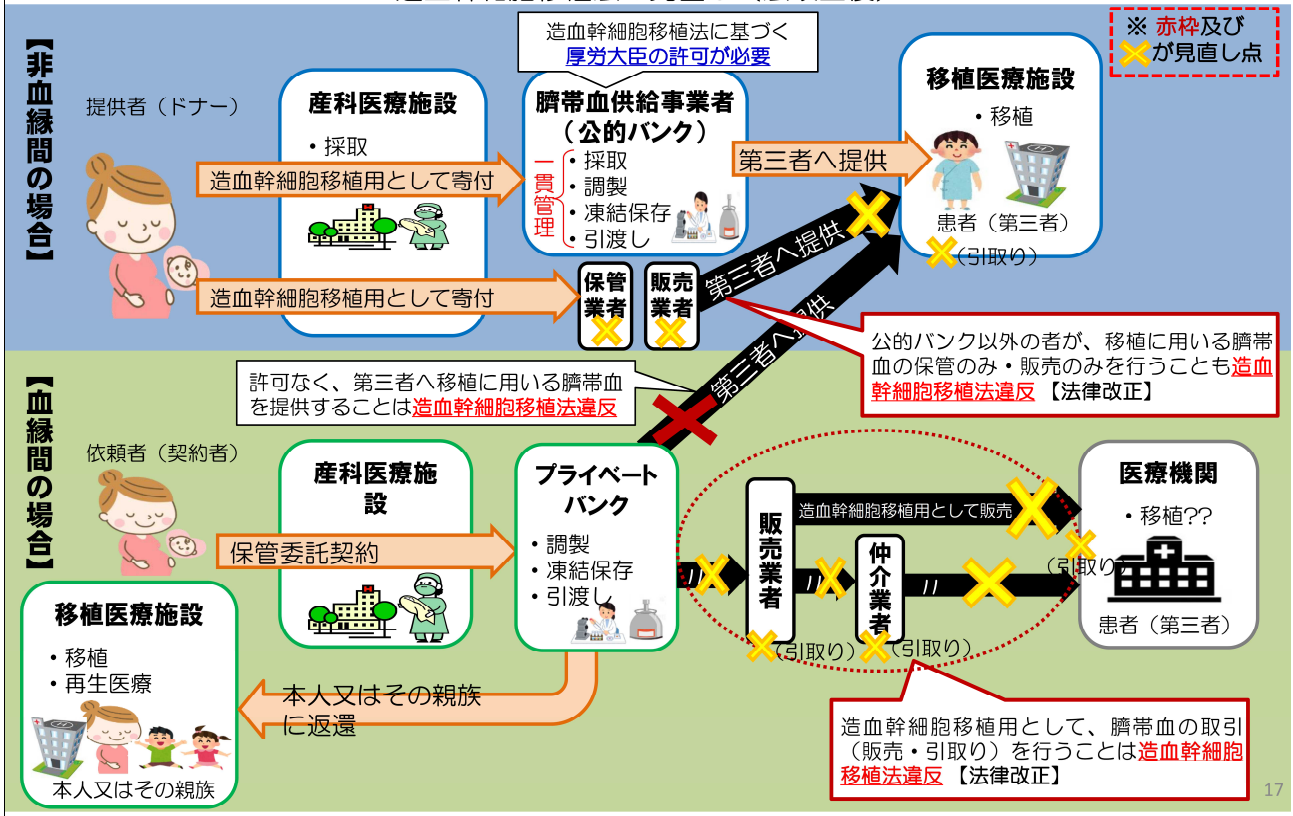


公的臍帯血バンクと臍帯血プライベートバンクについて（法改正前）



16

造血幹細胞移植法の見直し（法改正後）



17



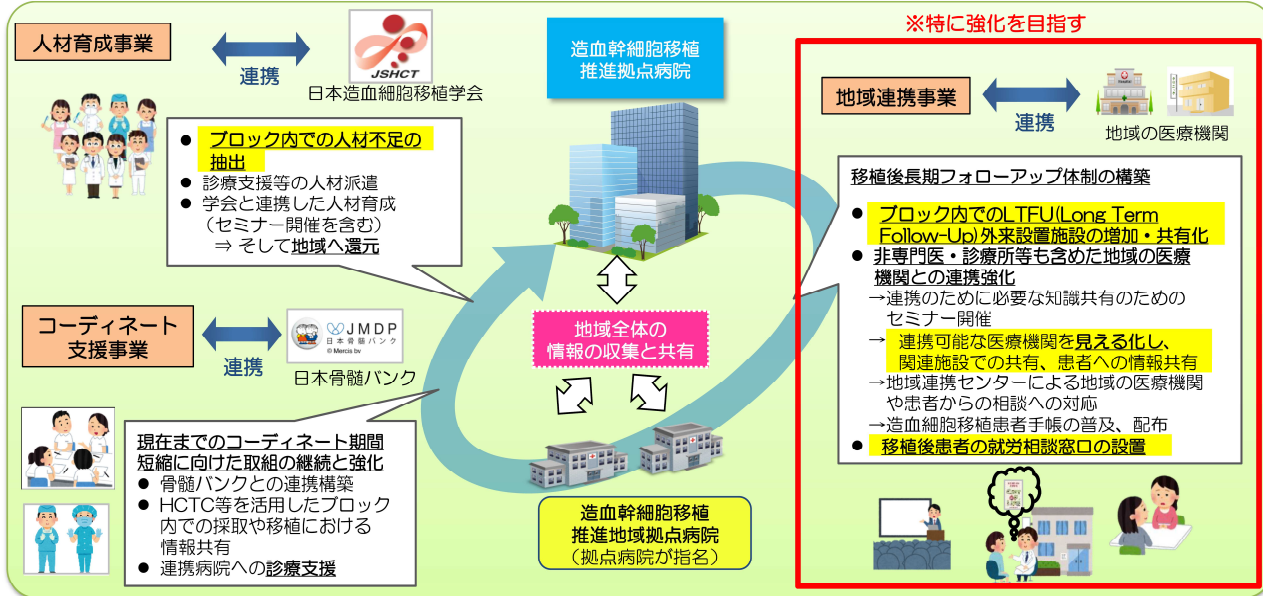
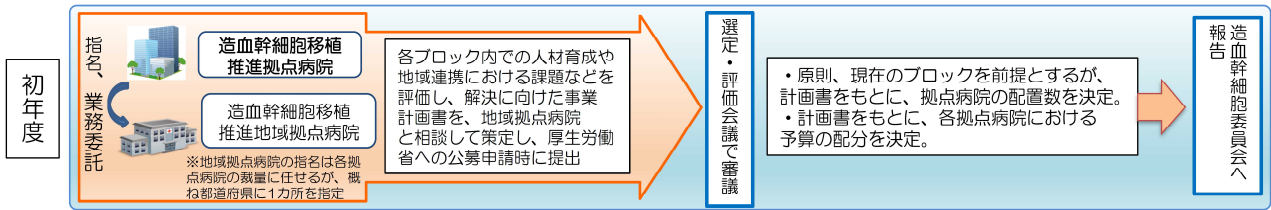


### (3) 造血幹細胞推進拠点病院の再選定について(造血幹細胞移植医療体制整備事業)

本事業は、造血幹細胞移植を受けようとする患者が、どの地域の病院においても、疾病の種類や治療ステージに応じた最適な造血幹細胞移植を受けることができ、さらに造血幹細胞移植を受けた患者が、どの地域に居住していても、質の保たれた生活を送り、長期のフォローアップを受けることができる医療提供体制を構築することを目的としている。

実施主体として、平成25年度から27年度にかけて8ブロック9拠点病院を選定し、事業を実施してきたところであるが、今般、厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会において、事業内容の見直しを行う必要があるとの御意見をいただいたことを踏まえ、本年1月15日～6月28日の日程で、新たな基準に基づき事業を実施する医療機関の公募を行い、拠点病院の再選定を行うこととしている。

# 今後の拠点病院事業の具体的な取組



# 目 次

- ・平成 31 年度移植医療対策関係予算（案）の概要・・・・・・・・・・資－ 1
- ・都道府県別の腎臓提供件数と移植件数／移植希望者登録者数・・・・資－ 4
- ・アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数・・・・・・・・・・資－ 5
- ・都道府県別ドナー登録会開催状況等・・・・・・・・・・資－ 6

# 平成 31 年度移植医療対策関係予算（案） の概要

厚生労働省健康局移植医療対策推進室

## 平成31年度移植医療対策関係予算（案）の概要

<平成30年度予算額>	<平成31年度予算（案）>	対前年度比
30.6億円	→ 35.3億円	115.4%
<注>他局課計上分を含む		

## 造血幹細胞移植対策の推進

26.6億円（23億円）

- 患者の病気の種類や病状に応じて、3種類の移植術（骨髄移植・末梢血幹細胞移植・臍帯血移植）から適切な移植術を選択し実施できる医療体制の整備や、治療成績の向上を図るとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤（バンク）の安定的な運営を支援する。

⑥ 骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費） 462百万円（461百万円）

骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者（骨髄バンク）の安定的な運営を引き続き支援するとともに、ドナー勤務先である企業等に対し、ドナー休暇制度の導入を推進・支援することで、働きながらドナーになりやすい環境を整備し、骨髄等移植におけるコーディネート期間の短縮を図る取組を実施する。

また、骨髄バンクドナーの高齢化が進んでいることから、比較的ドナー登録期間が長く、また、実際にドナーになりうる可能性が高い若年層をターゲットとしたドナー確保対策を実施する。

⑦ 造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 76百万円（65百万円）

患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析し、プライバシーに十分配慮した上で、医療機関・研究者等に提供することで、治療成績や安全性の向上につなげていくためのデータ処理・解析体制の充実を図る。

⑧ 造血幹細胞移植関連情報システム一元化経費 652百万円（286百万円）

骨髄・末梢血幹細胞移植、臍帯血移植ごとに管理されている造血幹細胞移植関連情報を一元的に管理するシステムを構築することで、業務の効率化を図り、移植医療サービスの向上を目指す。

さい帯血移植対策事業費（さい帯血バンク運営費） 612百万円（585百万円）

臍帯血供給事業者（さい帯血バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。

骨髄データバンク登録費 570百万円（615百万円）

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録等に要する経費。

造血幹細胞移植医療体制整備事業 256百万円（255百万円）

造血幹細胞移植推進拠点病院において、造血幹細胞移植に関する人材育成や診療支援及び患者の受け入れや移植後のQOL向上のために地域の医療機関との連携を行うことにより、造血幹細胞移植医療の体制整備の推進を図る。

## 造血幹細胞提供支援機関業務経費

28百万円（28百万円）

骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん機関及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を引き続き支援する。

※造血幹細胞移植関連情報システムの一元化経費（運用経費含む）は別掲。

## 末梢血幹細胞採取体制の整備

メニュー予算

造血幹細胞数測定装置の整備に対する補助（定額）を行い、末梢血幹細胞採取認定施設の拡大を図る。

## 臓器移植対策の普及・推進

7.5億円（6.4億円）

- 臓器移植を推進するため、臓器提供施設の連携体制構築のための支援や、若年層への普及啓発を推進するための取組を充実させるとともに、適正なあっせん体制の整備を推進するための取組を行う。

## 臓器移植対策事業費（日本臓器移植ネットワーク運営費）

721百万円（613百万円）

公平かつ適正なあっせんを行うため、臓器のあっせん業務を行う際の中心的役割を果たす臓器移植コーディネーターの確保とともに、資質の向上のための研修の実施、地域におけるあっせん体制の整備など、臓器移植ネットワークの体制整備を図る。

- ・**新** 臓器提供施設の連携体制の構築 50百万円  
臓器提供事例が多い施設から少ない施設等に対し、人員配置やマニュアル作成のノウハウを助言するとともに、臓器提供事例発生時に医師や検査技師が応援に駆けつける等の支援を行うことで、地域における臓器提供体制の構築を図る。
- ・**増** 若年層への普及啓発支援体制の充実 6百万円  
教員等を対象にしたセミナーを引き続き実施するとともに、移植を受けた方やドナー家族の方などを授業等に派遣し体験談をお話いただくことで、若年層への普及啓発支援体制の充実を図る。

## 普及啓発事業費

25百万円（24百万円）

臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費を確保すること等により、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発を図る。

## 移植医療研究の推進

1.2億円（1.2億円）

- 臓器移植・組織移植・造血幹細胞移植のそれぞれについて、社会的基盤に関する研究及び成績向上に関する研究を推進する。【一部推進枠】  
※厚生労働科学研究費、医療研究開発推進事業費（大臣官房厚生科学課計上分）

【ご質問等の問い合わせ先】

厚生労働省移植医療対策推進室 兵頭、長谷川  
電話番号：03-3595-2256

都道府県別の腎臓提供件数と移植件数／移植希望登録者数

都道府県	提供件数	移植件数	移植希望登録者数	移植希望登録者全体に占める割合
	平成18年～平成30年 までの合計数		平成30年末現在	
北海道	74	130	537	4.4%
青森	7	11	97	0.8%
岩手	4	10	98	0.8%
宮城	11	31	125	1.0%
秋田	3	7	37	0.3%
山形	5	6	79	0.7%
福島	10	14	157	1.3%
茨城	19	33	277	2.3%
栃木	16	26	192	1.6%
群馬	25	36	190	1.6%
埼玉	38	55	660	5.4%
千葉	38	86	567	4.7%
東京	147	363	1,433	11.8%
神奈川	87	129	977	8.0%
新潟	51	69	199	1.6%
富山	15	23	142	1.2%
石川	17	23	109	0.9%
福井	12	5	50	0.4%
山梨	4	1	77	0.6%
長野	14	17	142	1.2%
岐阜	15	26	224	1.8%
静岡	61	98	342	2.8%
愛知	126	304	1,232	10.1%
三重	13	20	194	1.6%
滋賀	15	11	56	0.5%
京都	15	40	219	1.8%
大阪	57	139	686	5.6%
兵庫	60	127	572	4.7%
奈良	11	16	149	1.2%
和歌山	26	24	83	0.7%
鳥取	4	5	27	0.2%
島根	4	5	46	0.4%
岡山	14	39	216	1.8%
広島	26	50	259	2.1%
山口	12	14	111	0.9%
徳島	8	11	90	0.7%
香川	21	35	146	1.2%
愛媛	8	18	109	0.9%
高知	9	8	54	0.4%
福岡	74	164	460	3.8%
佐賀	8	4	39	0.3%
長崎	31	43	151	1.2%
熊本	10	26	150	1.2%
大分	8	11	47	0.4%
宮崎	10	12	63	0.5%
鹿児島	11	10	81	0.7%
沖縄	27	67	199	1.6%
合計	1,281	2,402	12,150	



## アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数

アイバンク名	献眼者数		利用眼数		待機患者数 (H30.11)
	H28年度	H29年度	H28年度	H29年度	
(一財)北海道眼病銀行	5	2	8	6	5
特定非営利法人旭川医大アイバンク	5	5	25	20	3
(公財)弘前大学アイバンク	4	1	7	0	23
岩手医科大学眼病銀行	9	10	18	11	35
(公財)東北大学アイバンク	10	10	16	26	77
(公財)あきた移植医療協会	3	2	5	4	2
(公財)山形県アイバンク	2	3	6	3	13
(公財)福島県アイバンク	5	4	10	8	9
(公財)茨城県アイバンク	27	25	30	31	13
(公財)栃木県アイバンク	19	22	13	12	14
(公財)群馬県アイバンク	19	26	20	24	11
(公財)埼玉県腎・アイバンク協会	15	10	23	19	23
(公財)千葉県アイバンク協会	6	4	10	4	12
角膜センター・アイバンク	25	29	45	64	63
順天堂大学アイバンク	4	14	8	18	20
慶応大学眼病銀行	17	21	30	41	106
(社福)読売光と愛の事業団眼病銀行	10	7	20	10	24
杏林アイバンク	0	0	0	0	0
(公財)かながわ健康財団 腎・アイバンク推進本部	56	74	97	131	0
(公財)山梨県アイバンク	3	8	4	9	12
(公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会	18	17	32	21	13
(公財)新潟県臓器移植推進財団	8	10	9	14	35
(公財)富山県アイバンク	30	38	61	74	15
(公財)石川県アイバンク	6	7	13	11	13
(公財)福井県アイバンク	24	22	43	40	9
(公財)岐阜県ジン・アイバンク協会	9	3	13	6	1
(公財)静岡県アイバンク	106	108	163	166	50
(公財)愛知県眼衛生協会	133	140	218	235	174
(公財)三重県角膜・腎臓バンク協会	1	2	1	5	10
(公財)滋賀県健康づくり財団 腎・アイバンクセンター	3	2	4	4	0
京都府立医科大学附属病院眼病銀行	11	14	14	21	36
(公財)体質研究会アイバンク	5	4	9	6	7
(公財)大阪アイバンク	26	35	44	50	42
(一財)奈良県アイバンク	8	1	8	2	23
(公財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	2	0	4	0	5
(公財)兵庫アイバンク	14	15	26	33	202
(公財)鳥取県臓器バンク	4	2	8	3	22
(公財)島根難病研究所しまねまごころバンク	4	10	9	20	14
(公財)岡山県アイバンク	10	6	13	9	22
(公財)ひろしまドナーバンク	27	22	53	37	62
(公財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンク	20	14	29	30	3
(公財)徳島アイバンク	2	1	11	11	0
(公財)香川県眼病銀行	2	1	2	0	38
(公財)愛媛アイバンク	4	6	5	10	13
特定非営利法人高知アイバンク	2	3	3	7	41
(公財)福岡メディカルセンター	6	6	11	10	46
久留米大学眼病銀行	4	4	9	4	0
(公財)佐賀県アイバンク協会	4	5	6	5	2
(公財)長崎アイバンク	62	50	63	53	99
(公財)熊本県角膜・腎臓バンク協会	11	11	11	18	111
(公財)大分県アイバンク協会	1	6	2	9	0
(公財)宮崎県アイバンク協会	11	8	11	12	45
(公財)鹿児島県角膜・腎臓バンク協会	1	2	3	3	0
(公財)沖縄県アイバンク協会	7	17	10	25	40
計	830	869	1,316	1,395	1,335

都道府県別ドナー登録会開催状況等

		登録会開催回数						登録者数							
		献血併行型登録会		集団登録会		合計		献血併行型登録会		集団登録会		保健所(固定)登録		合計	
		H29年	H30年	H29年	H30年	H29年	H30年	H29年	H30年	H29年	H30年	H29年	H30年	H29年	H30年
北海道・東北	北海道	90	50	0	24	90	74	537	249	0	33	3	17	540	299
	青森県	231	238	0	0	231	238	927	802	0	0	0	0	927	802
	岩手県	14	0	0	0	14	0	92	76	0	0	8	14	100	90
	宮城県	181	160	0	0	181	160	467	769	0	0	7	6	474	775
	秋田県	6	0	0	0	6	0	23	25	0	0	4	0	27	25
	山形県	39	38	0	0	39	38	558	449	0	0	0	0	558	449
	福島県	12	9	0	0	12	9	470	548	0	0	0	0	470	548
関東甲信越	茨城県	65	63	0	0	65	63	235	202	0	0	0	0	235	202
	栃木県	301	164	0	0	301	164	2,373	678	0	0	16	12	2,389	690
	群馬県	92	90	0	0	92	90	323	366	0	0	0	0	323	366
	埼玉県	224	228	0	0	224	228	553	595	0	0	0	0	553	595
	千葉県	226	260	0	0	226	260	873	842	0	0	11	6	884	848
	東京都	285	290	1	1	286	291	1,664	1,958	31	41	5	2	1,700	2,001
	神奈川県	94	132	1	1	95	133	729	1,111	17	32	8	6	754	1,149
	山梨県	8	7	0	0	8	7	73	38	0	0	1	1	74	39
	長野県	46	69	0	2	46	71	267	333	0	40	27	18	294	391
	新潟県	39	40	2	3	41	43	164	230	28	17	14	5	206	252
東海北陸	富山県	25	42	1	1	26	43	114	223	47	57	0	3	161	283
	石川県	51	49	0	0	51	49	137	110	0	0	6	0	143	110
	福井県	8	16	0	0	8	16	38	31	0	0	7	7	45	38
	岐阜県	10	17	1	0	11	17	212	185	30	0	1	16	243	201
	静岡県	75	64	0	0	75	64	310	295	0	0	8	18	318	313
	愛知県	147	121	0	0	147	121	356	415	0	0	14	14	370	429
	三重県	37	12	1	0	38	12	145	127	12	8	2	1	159	136
近畿	滋賀県	126	160	0	0	126	160	782	1,033	0	0	6	8	788	1,041
	京都府	462	426	0	0	462	426	994	973	0	0	0	0	994	973
	大阪府	194	219	0	0	194	219	1,715	1,992	0	0	11	4	1,726	1,996
	兵庫県	149	132	0	0	149	132	1,158	997	0	0	0	0	1,158	997
	奈良県	70	126	0	0	70	126	318	682	0	0	1	0	319	682
	和歌山県	107	107	0	0	107	107	652	552	0	0	4	4	656	556
中国	鳥取県	19	19	0	1	19	20	81	91	0	42	1	1	82	134
	島根県	59	67	3	5	62	72	411	492	7	19	5	8	423	519
	岡山県	53	55	0	0	53	55	521	608	0	0	4	7	525	615
	広島県	44	42	2	1	46	43	394	369	38	29	0	0	432	398
山口県	3	3	0	1	3	4	122	104	31	27	10	13	163	144	
四国	徳島県	28	30	0	0	28	30	104	65	6	0	2	0	112	65
	香川県	108	97	0	0	108	97	308	349	0	0	5	3	313	352
	愛媛県	88	63	1	1	89	64	353	254	28	15	7	2	388	271
	高知県	43	44	6	6	49	50	208	309	110	61	0	2	318	372
九州	福岡県	219	265	3	2	222	267	766	753	30	10	1	4	797	767
	佐賀県	58	55	0	0	58	55	185	178	0	0	4	0	189	178
	長崎県	163	139	1	1	164	140	269	210	7	4	4	7	280	221
	熊本県	91	69	0	0	91	69	456	501	0	0	4	2	460	503
	大分県	95	85	0	0	95	85	308	237	0	0	7	7	315	244
	宮崎県	72	61	1	1	73	62	228	212	8	14	19	4	255	230
	鹿児島県	42	48	1	1	43	49	157	174	17	32	8	11	182	217
沖縄県	140	103	1	1	141	104	1,510	1,004	28	30	4	4	1,542	1,038	
合計	4,739	4,574	26	53	4,765	4,627	23,640	22,796	475	511	249	237	24,364	23,544	

(資料出所) 登録会回数については(公財)日本骨髄バンク資料、登録者数は日本赤十字社資料を使用し、厚生労働省移植医療対策推進室作

(注) 献血併行型登録会及び集団登録会の回数については、(公財)日本骨髄バンクに報告があったもの。  
献血併行型登録会及び集団登録会が開催されていても報告が無い場合は回数にカウントされていません。